

◆◆◆ 再交付申請について ◆◆◆

申 請 内 容 と 手 続 き

○ 免許証をなくしたり、破損したとき申請します。(免許証の住所が群馬県外の方は群馬県では手続きできません。ただし、転居により免許の住所変更を行う場合は同時に再交付の手続きができます。)

※ 免許証を紛失(盗難)された方は、最寄りの警察署、交番、駐在所に遺失届(盗難届)を行ってください。

即日交付を希望するとき	即日交付を希望しないとき
<p>○ 総合交通センター【即日交付】 ～交付までに約2時間かかります～</p> <p>◆ 受付時間 月曜日～金曜日(休日を除く) 【午前】 8:30～10:00 【午後】 1:00～ 2:30</p>	<p>○ 住所地の交通安全協会 (渋川警察署管内の方は渋川警察署) (前橋交通安全協会は取扱いしません)</p> <p>◆ 免許証の交付は、約10日後となります。</p> <p>◆ 受付時間 月曜日～金曜日(休日を除く) 【午前】 8:30～11:30 【午後】 1:00～ 4:30</p>

必 要 書 類 な ど

◎ 必要書類

◆ 本人確認書類

健康保険証、パスポート(旅券)、個人番号カード、旧免許証(前回のものに限る)、本籍記載の住民票の写し等(いずれか一つ)

外国人の方は国籍記載の住民票の写し、在留カード、特別永住者証明書等(いずれか一つ)

◆ 判子

◆ 写真(申請書用) 1枚

(縦3cm×横2.4cm、6か月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身、無背景)

※ 免許証用に持参写真を使用したい場合は、別にもう1枚必要

◆ 再交付手数料(3,500円)

◆ 申請時に暗証番号の設定が必要となります。

○ 再交付と同時に免許証の本籍(国籍)、氏名を変更するとき

◆ 本籍(国籍)の記載された住民票の写し(提出)

○ 再交付と同時に住所だけを変更するとき

◆ 本籍(国籍)記載の住民票の写し、又は新住所が記載された市町村発行の国民健康保険証、個人番号カード、身体障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書等、その他官公庁が発行した郵便物(発行日から6ヶ月以内のもの)等(提示)

○ 汚破損の場合は、その汚破損免許証

※ **住民票の写しは、発行日から6か月以内のもの(コピー(複写)・複製をしたものは不可)で、個人番号の記載のないもの**

※ **健康保険証、パスポート等は有効期限内のもの**

以上のほか、手続きの詳細をお知りになりたい方は、下記へお問い合わせください。

○ 更新、再交付、記載事項変更届、国外免許関係、申請取消、経歴証明

運転免許課（免許係）

027-253-9300

月曜日～金曜日（休日を除く）

午前8時30分～午後5時15分まで